

金融危機後の公正価値測定の動向とその特徴

草 野 真 樹

I はじめに

近年，国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は，「公正価値を多くの状況で見込みのある測定基準と考え〔会計基準のコンバージェンスを推進し〕ている」（Barth [2007] p. 11）。かかる典型的な事例として，金融商品の会計処理が挙げられる。IASBとFASBは，金融商品の全面公正価値会計の導入を長期的な目標と定め（IASB [2005] p. 5），審議を進めてきた。その最初の成果として，2008年3月に『金融商品の報告における複雑性の軽減』（IASB [2008]）が公表され，「公正価値は，全種類の金融商品にとって適切な唯一の測定基準である」（IASB [2008] par. IN5）ことが指摘された。

かかる状況の中，サブプライム・ローン問題を起因とする金融危機が発生した。金融危機は，IASBとFASBが中心となって推進する金融商品の全面公正価値会計の動向に大きな影響を与える可能性がある。例えば，金融安定化フォーラム¹⁾（Financial Stability Forum：FSF）は，2009年4月に『金融システムにおける景気循環増幅効果（procyclicality）への対応に関する金融安定化フォーラム報告書』（FSF [2009]）

を公表し，「会計基準設定機関〔……〕は，公正価値会計と潜在的に関連する負の原動力（adverse dynamics）を弱めるために，関連する〔会計〕基準の可能な変更を検討すべきである」（FSF [2009] p. 26）と勧告した。

本稿の目的は，IASBとFASBの金融危機への対応を整理・分析し，公正価値測定動向とその特徴を検討することである。本稿の構成は，次のとおりである。第Ⅱ節では，IASBとFASBが金融危機の影響を緩和するために取り組んだ「短期的な対応」（IAS39, 2008, par. BC104E）に焦点を当て，公正価値測定動向を明らかにする。第Ⅲ節では，会計基準のコンバージェンスの一環としてIASBとFASBが取り組んでいる金融商品プロジェクトを取り上げて，公正価値測定動向とその特徴を明らかにする。第Ⅳ節では，本稿の要約を行い，今後の研究課題について言及する。

Ⅱ IASBとFASBの短期的対応における公正価値測定動向

IASBとFASBは，会計基準のコンバージェンスを推進する中で，金融商品プロジェクトに取り組んできた。ところが，両審議会は，金融危機の進行に伴って政治的圧力を受けたため，それぞれが独自に会計処理（会計基準）の部分的な修正を行った。本節では，以下，IASBとFASBが金融危機の影響を緩和するために取り組んだ短期的対応を取り上げて，公正価値測定動向について検討する。

1) FSFは，国際的な金融システムの安定化を促進するために，7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）によって1999年に創設された。当該メンバーの中にIASBも含まれている。FSFは，2009年4月に金融安定化理事会（Financial Stability Board：FSB）へと改組された。

1 IASBにおける短期的対応

欧州連合(EU)は、2005年1月以降、欧州域内の上場企業に対して、国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成することを義務づけた。EUは、国際会計基準を自動的に受け入れるのではなく、個々の会計基準に対して是認プロセス(endorsement process)を通じて受け入れるのか否かを決定する。国際会計基準(IAS39)『金融商品：認識と測定』が是認される過程で、IASBは、欧州委員会(Europe Commission：EC)の「強力な政治的関与」(Enria et al. [2004] p. 7)を受けた経緯がある(高寺・草野[2007])。サブプライム・ローン問題を契機とする金融危機が欧州でも深刻化する中で、IASBは、IAS39に関連して、再度「政治的圧力」を受けたのである(杉本[2009] 5-6 ページ)。

IAS39は、金融資産を(1)純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、(2)満期保有目的投資、(3)貸付金および債権、そして(4)売却可能金融資産の4つに分類し(IAS39, par. 45)、保有目的別に会計処理を規定する。事業活動を反映した保有目的別に会計処理を区別する考え方は、IAS39と米国の金融商品の会計基準の間に変わりはない。

ところが、当初認識時以降、保有目的に変更があった場合、金融資産の分類を変更することについて、IAS39と米国の金融商品の会計基準との間に相違点がある。すなわち、IAS39は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品の分類変更を容認しないが(IAS39, 2005, par. 50)、米国の会計基準²⁾は、金融資産の分類の変更を認めている(SFAS65, par. 6；SFAS115, par. 15)。金融危機の進展に伴って、ECは、

2) 「FASB 会計基準のコード化™」は、2009年7月1日に米国GAAPの唯一の源泉として確立し、トピックごとに集大成化された。本稿では、おもに2009年7月以前に公表された会計基準などを使用することから、とくに断りがない限り、旧来の会計基準とそのパラグラフで表記する。

IAS39に懸念を表明し、IASBに当該会計基準の改訂を要求した。EUの経済・財務相理事会(Economic and Financial Affairs Council：ECOFIN)は、2008年10月7日に下記の決定を行った³⁾。

「我々は、〔金融〕資産の再分類の問題が早急に解決されなければならないと考えている。この目的のために、我々は、IASBとFASBがこの問題に協力することを促し、そしてできるだけ早急に適切な法案を提出するための〔欧州〕委員会の準備を歓迎する」(ECOFIN [2008] p. 8)。

ECの域内市場・サービス担当委員のC. McCreevyは、10月8日に欧州議会で講演を行い、ECは「欧州の銀行がトレーディング勘定からバンキング勘定に〔金融〕資産の移動を望むならば、個々の銀行に当該オプションを提供する」(McCreevy [2008] p. 2) 会計ルールの採用を容認する準備ができていると述べた。つまり、IASBが「金融商品を公正価値カテゴリー〔……〕から原価または償却原価で測定されるカテゴリー〔……〕に再分類するオプション」(Kholmy and Ernstberger [2010] p. 3)を認めないのであれば、「ECは、〔……〕金融商品の再分類を禁止するIAS39の〔関連〕要素をカーブアウト(carve-out)すると脅した」(House of Commons [2009] p. 93)のである。

3) これに先立ち、欧州のG8メンバー(フランス、ドイツ、イタリア、イギリス)は、2008年10月4日に次のような共同声明を発表している。

「我々は、欧州の金融機関が会計ルールやその解釈の観点から国際的な競争者に対して不利でないことを保証する。この観点から、欧州の金融機関は、すでに保有または発行している金融商品を含め、金融商品をトレーディング勘定からバンキング勘定に再振替する同じルールが与えられるべきである。

〔……〕この問題は、今月末までに解決されなければならない」(European G8 Members [2008] par. 9)。

そこで、IASBは、2008年10月13日の審議会会議で金融資産の再分類について検討を行い、同日にデュー・プロセスを省略して、IAS39と国際財務報告基準(IFRS)7の改訂『金融資産の再分類』を公表した⁴⁾。当該会計基準の公表によって、デリバティブと公正価値オプションを適用した金融商品以外の「金融資産がもはや近い将来に売却または買戻を行う目的で保有されない」(IAS39, 2008, par. 50(c)) 場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から他の分類の金融資産に変更が容認される (IAS39, 2008, par. 50)。すなわち、「稀な状況」(rare circumstances) においてのみ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から売却可能金融資産または満期保有目的投資への分類の変更が容認される (IAS39, 2008, pars. 50B-50C)。さらに、金融資産が貸付金および債権の定義を満たし、報告実体が予見可能な将来または満期まで金融資産を保有する意図と能力を有する場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から貸付金および債権への分類の変更が容認される (IAS39, 2008, par. 50D)。

以上のように、「IASBは、EUによるさらなるカーブアウトを避けるため」(山田 [2009] 57ページ)、一定の条件を満たした場合、金融資産の分類変更を容認した。その結果、金融機関は、金融資産をトレーディング勘定からバンキング勘定に振り替える「再分類オプション」を行使し、公正価値測定の適用を回避することが可能となった (Fiechter [2011])。ところが、今回の会計基準の改訂によって、金融危機という「稀な状況」に対処するために、金融資産の分類変

更は容認されたが、公正価値測定の適用範囲は変更されていないので、依然として公正価値測定が適用されていることに変わりはない。

2 FASBにおける短期的対応

サブプライム・ローン問題を契機とする金融危機が深刻化する中で、「米国証券取引委員会 (SEC) と FASB は、公正価値会計と減損のルールの緩和を求める強力な政治的圧力に直面した」(Bowen et al. [2010] p. 6)。以下では、FASB が金融危機を緩和するために着手した短期的対応または「短期プロジェクト」(Herz [2009] p. 162) の内容について概観する。

(1) 公正価値の階層構造

FASB は、2006年9月に財務会計基準書 (SFAS) 157『公正価値測定』を公表し、公正価値を「測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却によって受け取るであろう価格、または負債の移転によって支払うであろう価格」(SFAS157, par. 5) と定義した。つまり、FASB は、公正価値測定の目的を「出口価格 (exit price) を決定すること」(SFAS157, par. 7) と捉え、公正価値を (レベル1からレベル3までの) 3つの階層に区分する。

ここで、経営者は、(市場価格や金利などの) 市場データに基づく「観察可能なインプット」と (市場参加者の価格付けの仮定に関する) 経営者自身の仮定に基づく「観察不可能なインプット」を用いて、資産と負債を公正価値で測定しなければならない (SFAS157, par. 21)。その際に、「観察不可能なインプット [(レベル3)] は [……] 観察可能なインプット [(レベル1とレベル2)] が利用できない場合にのみ [……] 使用しなければならない」(SFAS157, par. 30)。

このように、「SFAS157は、市場価格が利用可能な場合 [……] 市場価格により大きなウェイトを付与することを報告企業や監査人に要求

4) ここで、デュー・プロセスが省略されただけでなく、ECの「政治的圧力が厳しかったので、IASBは、[金融資産の] 再分類を、貸付金や負債証券の[市場] 価格が大幅に下落する前の[……7月1日に遡って適用することを] 容認した」(Bushman and Landsman [2010] p. 269)。

する」(Wallison [2008] p. 3) が, SFAS157 は, 「市場が流動性を欠落したときに, 市価〔会計〕を適用するための十分な指針を提供しない」(ABA [2009] p. 313) だけではなく, 「流動性の欠落した市場における『出口価格』の利用が非現実的な下方バイアスをもたらす」(ABA [2009] p. 313) と懸念された。

2008年10月に成立した『2008年緊急経済安定化法』は, SFAS157における公正価値測定を凍結するSECの権限に言及した。これを受けて, FASBは, 2008年10月にFASBスタッフ・ポジション(FSP) FAS157-3『金融資産の市場が活潑でないとき金融資産の公正価値の決定』を公表し, 「市場の混乱時でさえ, すべての市場取引が強制処分や投げ売りを意味すると結論づけることは適切ではない」(FASB [2008] par. 9a) が, その一方で「あらゆる取引価格が公正価値の決定要因であると機械的に結論づけることも適切ではない」(FASB [2008] par. 9a) と指摘した⁵⁾。つまり, FASBは, 「資産売買の取引量や取引水準が著しく減少した場合」に, 「観察可能なインプット(レベル2)が観察不可能なデータに基づいて重要な調整を必要とすること, したがってレベル3の公正価値測定が考慮される」(FASB [2008] par. 9b) ことを容認したのである。

以上のように, FASBは, 「とくに流動性の欠落した市場で, 公正価値を推定することに重大な困難がある」(Herz [2009] p. 160) ことを認め, 公正価値の階層構造について見直しを行った。その結果, 市場の流動性が著しく低下した場合, 観察可能なインプット(レベル2)

に代えて, 観察不可能なインプット(レベル3)を利用して公正価値(出口価格)を推定することを容認した。ただし, 注意すべきは, 「評価技法の使用にかかわらず, 〔報告〕実体は不履行リスクや流動性リスクのために市場参加者が行う適切なリスク調整を含めるべき」(FASB [2008] par. 9b) である以上, 「公正価値は, 市場ベースの測定であり, 実体特殊的な測定ではない」(FASB [2009c] par. 15) ことから, 公正価値測定の目的に変更はないのである。

(2) 一時的でない減損の認識・測定

FASBは, 売却可能証券と満期保有目的債券に対して, 公正価値が原価基準を下回ったときに, 当該下落が「一時的である」(temporary) または「一時的でない」(other than temporary) を決定し, 一時的でない減損と判断された場合, 帳簿価額を公正価値まで引き下げ, 減損損失を稼得利益で認識することを要請する(SFAS115, par. 16)。その際に, 「米国GAAPは負債証券〔である証券化商品〕の減損が一時的でないか否かを決定する2つの異なるモデルを有する」(FASB [2009a] par. 3)。1つは, 「経営者の合理的な判断」(FASB [2009a] par. 4(b)) に基づいて一時的でない減損を決定する「SFAS115モデル」(FASB [2009a] par. 5) であり, いま1つは「市場参加者の仮定」(FASB [2009a] par. 4(a)) に基づいて一時的でない減損を決定する「EITF99-20モデル」(FASB [2009a] par. 5) である。

EITF99-20モデルは, 「市場参加者が受益権の現在の公正価値を決定するときに利用する報告実体の最善のキャッシュ・フローの見積もりに基づいて」(FASB [2009a] par. 3) 一時的でない減損を決定するので, 「公正価値が原価基準を下回ったときに機械的に一時的でない減損となりうる」(FASB [2009a] par. 4)。そこで, 証券化商品の市場の流動性が低下または欠落したときに, 「たとえ信用損失がなくても, 公正価

5) これに先立ち, SECとFASBは, 2008年9月にプレスリリース「SEC主任会計官室とFASBスタッフの公正価値会計に関する明確化」を発表し, 「観察不可能なインプットの使用(レベル3)が観察不可能なインプットの使用(レベル2)よりも適切である」(SEC and FASB [2008]) 場合があることを容認している。

値の著しい下落は一時的でない減損でなければならない」(ABA [2008] p. 5) と懸念されたので、FASB は、SFAS115 の規定と首尾一貫するように、緊急問題専門委員会 (EITF) 99-20『購入および留保した証券化金融資産の受益権に係る利息と減損の認識』の修正を行った。

しかしながら、SFAS115 モデルは、公正価値が原価基準を下回る期間や程度、当該証券の発行者の財務状況やその見通し、そして公正価値の回復が十分に可能な期間まで有価証券を保有する経営者の意図や能力などを考慮して一時的でない減損か否かを決定するが (SEC [2008] p. 30), 「一時的でない減損が市場価値 [の下落] に基づいて引き金が引かれる」(ABA [2009] p. 315) ことに変わりはない。流動性の欠落した市場において、「しばしば信用損失以上の〔減損〕損失を認識し、また信用問題を経験せず、契約に従って完全に〔債務を〕履行している〔負債〕商品に対して〔減損〕損失を記録すること」(ABA [2008] p. 3) に対して懸念が示された。

そうした状況の中で、議会下院の金融サービス委員会は、2009 年 3 月に公聴会 (市価会計：実務と影響) を開催し、公正価値会計が景気循環増幅効果に与える影響を緩和するために、SEC と FASB に迅速に行動することを要求した。これを受けて、FASB は、2009 年 4 月に FSP FAS115-2 及び FAS124-2『一時的でない減損の認識と表示』を公表した。FSP FAS115-2 及び FAS124-2 は、一定の要件を満たした負債証券⁶⁾ から回収が期待されるキャッ

シュ・フローの現在価値が原価基準を下回った場合、その全額の回収を期待できないので、「信用損失」(credit loss) が発生し、一時的でない減損が生じたと捉える (FASB [2009b] par. 22)。この場合、負債証券の公正価値と原価基準の差額は、(1)当該証券から回収が期待されるキャッシュ・フローの現在価値と原価基準の差額 (信用損失) と (2)公正価値と償却原価基準の差額から信用損失を差し引いたもの (その他の要素) に区分され、前者は稼得利益、後者はその他の包括利益として認識される (FASB [2009b] pars. 29-30)。

以上のように、負債証券の一時的でない減損は公正価値と原価基準の差額として稼得利益で認識され、減損損失の過大計上が懸念されたので、FASB は、一時的でない減損の会計処理の見直しを行った。FASB は、公正価値と原価基準の差額を減損損失と捉えるが、そのうち信用損失のみを稼得利益として認識し、それ以外のその他の要素をその他の包括利益として認識する方法に変更した。その結果、流動性の欠落した市場で公正価値が大きく下落した場合、中長期的に保有される負債証券について、信用損失以上の減損損失が稼得利益で認識される事態は解消されたと言えるであろう。

3 小 括

本節では、以上、サブプライム・ローン問題を契機とした金融危機に迅速に対処するために取り組んできた IASB と FASB の短期的対応を整理・分析した。IASB は、一定の条件を満たした場合、従来認められていなかった金融資産の再分類を容認した。一方、FASB は、公正価値の階層構造について、市場の流動性が著しく低下した場合、観察可能なインプット (レベル 2) に代えて、観察不可能なインプット (レベル 3) を利用して公正価値を推定することを容認した。また、FASB は、負債証券の一時的でない減損について、公正価値と原価基準の差

6) ここで、企業が(1)負債証券を売却する意図がなく、(2)原価基準の回復前に (運転資本の必要性や契約上または規制上の拘束などによって) 当該証券を「おそらく」(more likely than not) 売却する必要がないという要件を満たす必要がある (FASB [2009b] pars. 20-21)。当該要件が満たされない場合、一時的でない減損と捉えられ、帳簿価額は公正価値まで引き下げられ、減損損失は稼得利益として認識される (FASB [2009b] par. 28)。

額（減損損失）のうち、信用損失のみを稼得利益として認識し、その他の要素をその他の包括利益として認識する処理方法を規定した。

金融危機の進行に伴って、「公正価値会計が〔……〕流動性のデススパイラルの引き金を引いた」(Ball [2008] p. 1) と批判され、「公正価値会計にサブプライム危機の罪を負わせる」(Ryan [2008] pp. 1607 and 1633) 動きが出てきた⁷⁾。IASB と FASB は、公正価値会計の適用を中止するのではなく、公正価値の使用を前提として会計処理（会計基準）を部分的に修正する方法で政治的圧力に対応した。

それでは、金融危機は、IASB と FASB の金融商品プロジェクトに影響を与えなかったのだろうか。以下、節を改めて、金融危機後の金融商品プロジェクトを取り上げて、公正価値測定との動向とその特徴を明らかにする。

Ⅲ 金融危機後の公正価値測定との動向とその特徴

金融危機の深刻化に伴って、景気循環増幅効果を抑制する観点から、金融資産の減損処理の改訂が要求された (FSF [2009] p. 20; FCAG [2009] p. 7)。IASB と FASB は、金融商品の全面公正価値会計を長期的な目標として掲げていたため、金融資産の減損処理について検討し

てこなかった。ところが、両審議会が混合属性会計を前提として金融商品プロジェクトに取り組む場合、金融資産の減損処理について、別途検討が必要である。それでは、金融危機は、IASB と FASB が推進する金融商品の公正価値測定との動向にどのような影響を与えうるのだろうか。本節では、以下、IASB が 2009 年 11 月に公表した国際財務報告基準 (IFRS) 9『金融商品』と公開草案『金融商品：償却原価と減損』(IASB [2009])、そして FASB が 2010 年 5 月に公表した公開草案『金融商品会計とデリバティブ及びヘッジ活動の会計に関する改訂』(FASB [2010]) を取り上げ、両審議会における公正価値測定との動向とその特徴を明らかにする。

1 IASB における公正価値測定との動向とその特徴

IASB は、2009 年 5 月以降、金融商品プロジェクトを金融商品の分類・測定、金融資産の減損、そしてヘッジ会計の 3 つのフェーズに分けて、当該プロジェクトに取り組んできた。以下では、IFRS9 と公開草案『金融商品：償却原価と減損』(以下、「IASB 公開草案」と記述する) を素材として、IASB における金融商品の公正価値測定との動向とその特徴を明らかにする。

(1) IASB における公正価値測定との動向

IASB は、金融商品の分類・測定のうち金融資産に関して、IFRS9 を公表した。IFRS9 は、金融資産を公正価値で測定されるものと償却原価で測定されるものの 2 つに分類し (IFRS9, par. 4.1)、金融資産を償却原価で測定するためには、次の 2 つの要件を満たすことを要求した。すなわち、(1) 金融資産の保有目的が契約上のキャッシュ・フローを受領することをビジネス・モデルとすること、そして (2) 金融資産の契約条件が元本と利息の支払いのみでキャッシュ・フローを受領することである (IFRS9,

7) 公正価値会計と金融危機の関係について、異なる 2 つの見解がある (Laux and Leuz [2009]; Magnan [2009])。1 つは、公正価値会計が金融危機に実質的な役割を果たしたという見解である (ABA [2008]; Wallison [2008])。いま 1 つは、公正価値会計は金融危機に実質的な役割を果たしていないという見解である (SEC [2008]; Laux and Leuz [2010]; Barth and Landsman [2010])。むしろ、公正価値（市場価格）が自己資本比率規制や私的な契約（担保やマージンの要求、ヘアカット）と結び付き、金融危機が進行したという見解である (Ball [2008]; Véron [2008])。

par. 4.2)。IASB は、この 2 つの要件を満たさない金融資産を公正価値で測定し (IFRS9, par. 4.4)、公正価値の変動額をその期の損益として認識することを要請する⁸⁾ (IFRS9, par. 5.4.1)。

IASB は、償却原価の測定方法を具体化するために、IASB 公開草案を公表した。IASB 公開草案は、償却原価測定を「金融商品の予測〔残存〕期間に亘って利息収益または利息費用を配分することによって、金融資産または金融負債の実効利回りに関する情報を提供すること」(IASB [2009] par. 3) と捉え、金融商品の予測残存期間に亘る期待キャッシュ・フローと実効利率を用いて、償却原価を測定することを提案した (IASB [2009] par. 4)。

まず、IASB 公開草案は、「償却原価が各測定日にキャッシュ・フローの見積りに関する現行の情報を反映する」(IASB [2009] par. 7) ことができるように、「各測定日に (例えば、期限前償還や回収可能性に関する) 期待キャッシュ・フローの見積りの改定」(IASB [2009] par. B1) を行うことを提案する。つまり、「金融資産の場合、当該資産の全期間に亘る〔未だ発生していないものの予測される〕信用損失」(IASB [2009] par. B3(c)) を期待キャッシュ・フローの中に含め、各測定日に当該信用損失を見積もり直すことによって期待キャッシュ・フローを改定するのである。

そして、IASB 公開草案は、予測される信用損失を考慮した上で、実効利率を決定することを提案する。例えば、固定金利の金融資産の場合、当初認識時の帳簿価額と同額となる期待キャッシュ・フローの現在価値をもたす割引率が実効利率となるため (IASB [2009] par. B11(a))、当初認識時に回収が期待されないキャッシュ・フローも考慮して、実効利率が

決定される。固定金利の金融資産では、契約上の利率は変更されないで、当初認識時に決定された実効利率は金融資産の残存期間に亘って固定される⁹⁾ (IASB [2009] par. B12(a))。そうした実効利率を用いて、金融資産の利息収益が各期間に配分されるので、「実効利回りは、金融商品の全期間に亘って、金融資産に関する予測される信用損失の当初推定値〔……〕の配分を反映する」(IASB [2009] par. 5) のである。

このように、IASB 公開草案は、予測される信用損失を考慮して期待キャッシュ・フローの推定と実効利率の決定を行うので、「予測される信用損失の当初推定が金融資産の予測〔残存〕期間に亘って配分される」(IASB [2009] par. BC25)。したがって、当初認識時の予測どおり信用損失が発生すれば、減損損失は認識されない。

ところが、「金融資産の当初認識後に予測される信用損失の推定の不利な変化」(IASB [2009] par. BC25) が生じた場合、当該変化を反映するために期待キャッシュ・フローの改定が行われる。固定金利の金融資産では、当初認識時の実効利率を用いて償却原価が計算されるので、減損損失が認識される。また、減損損失認識後に「予測される信用損失の推定の有利な変化」(IASB [2009] par. BC35) が生じた場合、減損損失の戻入れが行われる。このように、金融資産の減損は、「償却原価測定の必要不可欠な要素」(IASB [2009] par. BC42) として捉えられ、信用損失の「推定が変化したときに〔期待キャッシュ・フローの改定を通じて〕自動的に減損損失の〔認識や〕戻入れが行われる」(IASB [2009] par. BC35) のである¹⁰⁾。

以上のように、IFRS9 は、金融資産を公正価値で測定されるものと償却原価に測定されるも

8) IFRS9 は、会計上のミスマッチを削除または著しく減少できる場合、公正価値オプションを容認する (IFRS9, par. 4.5)。

9) 本稿では、以下、説明の便宜上、固定金利の負債性金融商品を前提として議論を進めることにする。

のに分類し、一定の要件を満たした金融資産を償却原価で測定することを要求する。そして、IASB 公開草案は、償却原価の測定方法として、予測される信用損失を考慮して期待キャッシュ・フローの推定と実効利子率の決定を行い、各測定日に期待キャッシュ・フローを改定することを提案する。その結果、期待キャッシュ・フローの改定を通じて、自動的に減損損失の認識や戻入れが行われるのである。

(2) IASB における公正価値測定の特徴

IASB は、金融商品の全面公正価値会計を長期的な目標として、金融商品の会計基準の作成に取り組んできた。ところが、IFRS9 は、報告実体のビジネス・モデルとして、元本と利息の受け取りを通じて契約上のキャッシュ・フローを回収する金融資産を公正価値ではなく、償却原価で測定する。

1990 年代後半以降、金融商品の全面公正価値会計は提案されてきたが (IASB and CICA [1997]; JWGS [1999, 2000]; FASB [1999]), 当該提案は、その都度、反対されてきた (草野 [2008] 102-106 ページ)。とりわけ、商業銀行の業界団体や銀行監督・規制機関 (中央銀行) は、バンキング活動の金融商品に公正価値会計を適用することに強く反対を表明してきた (JWGBA [1999a, 1999b]; ECB [2004, 2006]; 高寺・草野 [2007])。

このように、「多くの利用者や多くの財務諸表の作成者および監査人、そして規制当局者は、トレーディング目的で保有されず、公正価値基準で管理されない金融資産〔や金融負債〕の公

正価値の変動を包括利益計算書で認識することを支持していない」(IFRS9, par. BC11) ので、IASB は、「すべての金融資産を公正価値で測定することは、金融商品に関して財務報告を改善する最も適切なアプローチではない」(IFRS9, par. BC13) と判断し、公正価値と償却原価の「混合属性アプローチ」(mixed attribute approach) の採用を決定した。そして、償却原価の測定方法に関して IASB 公開草案が公表されたが、そこで提案された償却原価の測定方法は、現行の償却原価の測定方法と異なっていることに注意しなければならない。

さて、割引現在価値の計算は、将来キャッシュ・フローと割引率の2つの要素から構成され、各々を当初認識時のまま固定するのか決算時に改定または変更するのかによって、表1のように4つに分類することができる。それでは、IAS39 の償却原価と IASB 公開草案の償却原価は、表1のどこに分類されるのであろうか。

IAS39 は、当初認識時に将来キャッシュ・フローを推定して実効利子率を決定し、「客観的な証拠」(objective evidence) によって減損が確認されない限り、当初認識時のまま将来キャッシュ・フローと実効利子率を固定して、満期保有目的投資と貸付金を償却原価で測定する (IAS39, pars. 9 and 46)。したがって、IAS39 における償却原価は、表1の類型 I に分類される。

一方、IASB 公開草案も、当初認識時に期待キャッシュ・フローを推定し、実効利子率を決定する。その際に、「原価基準の測定として、償却原価は当初測定に関するインプットを反映し、それは「……」実効利子率である」(IASB [2009] par. 7) と規定されることから、IASB 公開草案においても実効利子率は当初認識時のまま固定されることが分かる。ところが、IASB 公開草案は、各測定日に期待キャッシュ・フローを見積もり直すことを提案するため、期待キャッシュ・フローは決算時に改定される。

10) IASB 公開草案では、予測される信用損失の推定が変化したときに、期待キャッシュ・フローを見積もり直し、それを当初認識時の実効利子率で割り引いて償却原価を測定するため、「たとえ過去に減損損失が認識されていなくても、信用損失の期待の有利な変動から利得が生じうる」(IASB [2009] par. BC36) 場合もある。

表1 将来キャッシュ・フローの改定と割引率の変更

		将来キャッシュ・フローの推定	
		当初のまま固定	改定
割引率 の選択	当初のまま固定	類型Ⅰ	類型Ⅱ
	変更	類型Ⅲ	類型Ⅳ

出所：大日方〔2002〕233ページ、図表4を一部変更。

したがって、IASB 公開草案における償却原価は、表1の類型Ⅱに分類されることが分かる。

このように、従来、類型Ⅰに分類されてきた償却原価がIASB 公開草案では類型Ⅱに分類されることから、IASB 公開草案では、償却原価の概念が変化していると言えるであろう¹¹⁾。そして、償却原価の概念の変化に伴って、伝統的に類型Ⅰで使用されてきた配分の概念が拡大解釈されている。このことは、償却原価の計算で使用される「2つの主要なインプットは、各測定日の期待キャッシュ・フローと配分メカニズム（すなわち、実効利息法）である」(IASB〔2009〕par. BC46：傍点は、草野) という記述に端的に表れている。

以上のように、IASB は、報告実体のビジネス・モデルとして、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産を公正価値

ではなく、償却原価で測定する。償却原価を測定する際に定期的に期待キャッシュ・フローが見直されるが、割引率として「現在の市場利子率」(IASB〔2009〕par. BC47)ではなく当初認識時の実効利子率が使用されること、そして市場参加者の推定する期待キャッシュ・フローではなく、経営者の推定する期待キャッシュ・フローが使用されることから、IASB 公開草案の償却原価は、公正価値（市場価格）とは異なっている。しかしながら、定期的に期待キャッシュ・フローが改定され、決算時に推定された期待キャッシュ・フローが使用されることから、償却原価の概念は従来のものと異なると考えられるのである。

2 FASB における公正価値測定の変遷とその特徴

FASB は、金融商品プロジェクトを個々のフェーズに分けるのではなく、包括的に取り組み、金融資産と金融負債の認識・測定とヘッジ会計に関する公開草案を公表した¹²⁾。以下では、公開草案『金融商品会計とデリバティブ及びヘッジ活動の会計に関する改訂』（以下、「FASB 公開草案」と記述する）を素材として、FASB における金融商品の公正価値測定の変遷とその特徴を明らかにする。

11) IASB は、貸付金と満期保有目的投資に対して、金融資産が減損しているという「客観的な証拠」がある場合、見積将来キャッシュ・フローを当初認識時の実効利子率で割り引いた現在価値を算定し、その現在価値と帳簿価額の差額を減損損失として処理する会計処理を要求する (IAS39, pars. 58 and 63)。IAS39 は、満期保有目的投資と貸付金の償却原価を修正するために、表1の類型Ⅱに分類される減損処理を行う。

ところが、この減損処理は、客観的な証拠によって減損の認識とその戻入れを行う場合に限って、臨時的に見積将来キャッシュ・フローを改定する。これに対して、IASB 公開草案では、各測定日に期待キャッシュ・フローが見積もり直されるため、定期的に期待キャッシュ・フローが改定されることに注意すべきである。

12) 本節では、以下、FASB 公開草案における金融資産の会計処理についてのみ記述し、金融負債とヘッジ活動の会計処理については取り上げない。

(1) FASBにおける公正価値測定の動向

FASB 公開草案は、基本的に、すべての金融資産を公正価値で測定し、公正価値の変動額をその期の純利益として認識する会計処理を提案する (FASB [2010] pars. 12 and 19-20)。ただし、次の要件を満たす金融資産の公正価値の特定の変動額については、その他の包括利益として認識することが容認される (FASB [2010] par. 24)。すなわち、(1)元本と一定の期日に利息を受け取る負債性金融商品であること、(2)売却ではなく、元本と利息の受け取りを通じてキャッシュ・フローを回収するというビジネス戦略を有すること、そして(3)組込デリバティブが主契約から分離して処理されるハイブリッド商品ではないことである (FASB [2010] par. 21)。

このように、「あらゆる公正価値の変動を純利益として認識する公正価値は、金融商品にとって標準的な測定 (default measurement)」 (FASB [2010] par. BC90) と捉えられるが、報告「実体のビジネス戦略が〔……〕契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する場合、金融資産の公正価値の特定の変動は、その他の包括利益として認識〔することが容認〕される」 (FASB [2010] par. BC167)。その際に、公開草案は、報告「実体が〔契約上の〕キャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有する場合、〔報告〕実体は、金融資産のあらゆる信用減損 (credit impairment) を純利益として認識すべき」 (FASB [2010] par. BC167) ことを提案する。それでは、どのように金融資産の減損損失 (信用減損) は認識・測定されるのであろうか。

FASB は、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識する金融資産に対して、支払われるべきすべての契約上の金額 (当初に回収されると期待されるすべての金額) を回収することが期待されないときに、減損損失を純利益として認識することを提案する (FASB [2010]

par. 38)。減損損失は、報告「実体のキャッシュ・フローの回収可能性に関する期待」

(FASB [2010] par. 36) に基づいて認識されるが、「信用損失の発生の可能性が高くなるまで、〔報告〕実体は信用減損の認識を延期すべきでない」 (FASB [2010] par. 39)。つまり、「報告日以降の起こりうる将来の事象を考慮すべきでないが、過去の事象や現在の状況に関連するすべての利用可能な情報」 (FASB [2010] par. 36) に基づいてキャッシュ・フローの回収可能性を評価し、その回収可能性に不利な変化が生じた場合、減損損失が認識されるのである。

そして、金融資産の減損を個別に評価する場合、「現在価値の技法」 (FASB [2010] par. 62) を用いて、減損損失が測定される¹³⁾。すなわち、回収が期待されるキャッシュ・フローを実効利子率で割り引いて現在価値を算定し、現在価値が金融資産の償却原価よりも小さい場合、(信用損失引当金控除後の) 償却原価と現在価値の差額が減損損失として測定される。その際に、減損損失と同額の信用損失引当金が計上される (FASB [2010] par. 53)。ここで、当初支出額と同額となる (貸付金の手数料などを調整後の) 契約上のキャッシュ・フローの現在価値をもたらす割引率が実効利子率となるが、固定金利の金融資産の場合、減損損失は、回収が期待されるキャッシュ・フローを当初認識時の実効利子率で割り引いて測定される (FASB [2010] par.

13) FASB は、「すべての状況で信用減損を測定するために正味現在価値法の使用を要求していない」

(FASB [2010] par. BC186)。FASB 公開草案は、共通した特徴に基づいて金融資産のグループを形成し、そのグループで金融資産の減損を評価することも容認する。その際に、現在の経済的要因や状況を修正後の過去の損失率を用いて、減損損失が測定される (FASB [2010] par. 60)。また、FASB 公開草案は、金融資産が担保に依存している場合、担保の公正価値に基づいて、減損損失を測定することも容認する (FASB [2010] par. 71)。

66)。一方、減損損失認識後、「期待キャッシュ・フローの金額かつまたはタイミングの改善」(FASB [2010] par. 45)を示す回収可能性に関する情報を得た場合、信用損失引当金の減少を通じて、減損損失の戻入れが行われる¹⁴⁾(FASB [2010] pars. 45 and 53)。このように、金融資産の減損を個別に評価する場合、キャッシュ・フローの回収可能性が変化したときに、期待キャッシュ・フローと実効利率を用いて現在価値が測定され、減損損失の認識と戻入れが行われるのである。

以上のように、FASBは、金融商品に関して公正価値を標準的な測定属性として選択し、金融資産を公正価値で測定し、その公正価値の変動額を純利益として認識することを提案する。ところが、一定の要件を満たした金融資産の公正価値の特定の変動額は、その他の包括利益として認識することが容認される。その際に、当該金融資産のキャッシュ・フローの回収可能性が変化した場合、期待キャッシュ・フローを見積もり直し、当初認識時の実効利率を用いて、減損損失の認識と戻入れが行われ、純利益で認識・測定される。

(2) FASBにおける公正価値測定の特徴

FASBは、金融商品の全面公正価値会計を長

14) 減損損失認識後、キャッシュ・フローの回収可能性が有利に変化した場合、期待キャッシュ・フローの現在価値を当初認識時の実効利率で割り引いて現在価値を算定し、その現在価値と(信用損失引当金控除後の)償却原価の差額は、信用損失引当金を通じて、減損損失が戻し入れされる。

ただし、格付けに関連して割引購入した金融資産については、その取得後、信用損失引当金を設定していない、あるいは信用損失引当金以上の減損損失の戻入れが行われる場合、回収が期待されるキャッシュ・フローに基づいて実効利率が計算され直し(FASB [2010] par. 79)、そのキャッシュ・フローの改定部分は、その期の利得ではなく、それ以降の会計期間で認識される(FASB [2010] par. BC198)。

期的な目標として、金融商品の会計基準の作成に取り組んできた。ところが、FASB 公開草案は、報告実体のビジネス戦略として、元本と利息の受け取りを通じて契約上のキャッシュ・フローを回収する金融資産を公正価値で測定するが、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識する処理方法を容認する。

以前より、売買目的で保有する金融商品に公正価値会計を適用することは多くの支持を得てきたが、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融商品を公正価値で測定することに対して、大きく見解が分かれていた(FASB [2010] par. BC57)。そこで、「公正価値対償却原価の議論の双方を支持する強固な見解がある」(FASB [2010] par. BC58)ことから、FASBは、公正価値と償却原価の双方の情報を財務諸表上に提供することを提案する。「公正価値は[……]将来の正味キャッシュ・フローの現在価値の市場の評価に関する最も現実的な表現」(FASB [2010] par. BC82)を提供し、そして「公正価値モデルは価値の損益の[認識]時期や測定に関して経営者の意図、実現、あるいは[報告]実体のその他の行動に依存しない」(FASB [2010] par. BC87)ことから、FASBは、「金融商品に対して公正価値を標準的な測定属性」(FASB [2010] par. BC59)として選択した¹⁵⁾。

その一方で、FASBは、「償却原価情報は、[報告]実体が契約上のキャッシュ・フローを回収[……]するために保有する特定の金融商品にとって目的適格的である」(FASB [2010]

15) FASBは、現行の「混合属性[測定]モデルでは、経営者は、経済的帰結に加えて、自らの行動の会計的帰結(accounting consequences)も考慮しなければならない」(FASB [2010] par. BC88)が、「公正価値モデルは、投資家と経営者の意思決定プロセスから[経営者]行動の会計的帰結を排除する」(FASB [2010] par. BC87)ことから、基本的にすべての金融資産を公正価値で測定することを提案する。

par. BC79) ことも認めている。すなわち、「もし〔報告〕実体のビジネス戦略が契約上のキャッシュ・フローの回収〔……〕のために負債性〔金融〕商品を保有することであるならば、その期間中の〔利息収益として〕稼得したキャッシュ・フローの金額や〔報告〕実体が回収できないと期待するキャッシュ・フローの金額の変動——金融資産に関連する信用損失——は、将来キャッシュ・フローの金額、時期、そして不確実性を評価するために目的適合的である」(FASB [2010] par. BC159) が、「償却原価は、当期のキャッシュ・フローの実現に係る情報を純利益で提供する」(FASB [2010] par. BC100) ことができるのである。

そこで、FASB は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産を公正価値で測定し、その公正価値の変動額をその他の包括利益として認識する場合、当該金融資産の利息収益と減損損失を償却原価に基づいて計算し、純利益で認識する会計処理を提案する。FASB は、利息収益の金額を「信用損失引当金を差引後の償却原価の残高に金融資産の実効利率を適用して」(FASB [2010] par. 76) 決定し、純利益として認識する一方で、その他の包括利益から「当期の利息収益〔……〕を控除する」(FASB [2010] par. 24(b)) ののである¹⁶⁾。また、減損損失は、上述したように、回収が期待されるキャッシュ・フローの現在価値と（信用損失引当金控除後の）償却原価の差額が減損損失として、純利益で認識される一方で、その他の包括利益から控除されるのである。

このように、公開草案では、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産を公正価値で測定し、その変動額をその他の

包括利益として認識する一方で、契約上のキャッシュ・フローを回収するという投資の成果を反映するために、利息収益と減損損失は純利益として認識される。つまり、当該金融資産を保有中の「稼得した利息〔……〕と信用損失に関する情報は、〔報告〕実体の財務業績の重要な要素である」(FASB [2010] par. BC159) ことから、金融資産の評価損益（ストックの変動）と利益の測定（フローの測定）が区分されているのである¹⁷⁾。以前より、純利益（稼得利益）に「一〔会計〕期間の業績の測定値」(FASB [1984] par. 34) または「企業と経営者の業績指標」(Storey and Storey [1998] p. 150) の役割が期待されてきた。FASB 公開草案は、純利益に従来と同様の役割を依然として期待するために、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産において、ストックの変動とフローの測定を区分していると考えられる¹⁸⁾。

以上のように、FASB は、報告実体のビジネス戦略として、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産を公正価値で測定するが、その公正価値の変動額をその他の包括利益として認識することを容認する。その一方で、各期間に計上される利息収益は、償却原価法（利息法）に基づいて計算され、純利益として認識される。ストックの変動とフローの

17) ここでは、「利益の測定（フローの測定）」を純利益（稼得利益）の測定として用いている。なぜならば、SFAS130『包括利益の報告』では、包括利益に対して「1株当たりの利益」の開示を要請しておらず（SFAS130, pars. 75 and 77）、包括利益を業績指標と捉えていないからである（SFAS130, par. 66）。かかる包括利益の位置づけは、FASB が2010年5月に公表した公開草案『包括利益』においても変わりはない（FASB [2010] par. BC152）。

18) スtockの変動とフローの測定の区分は、純利益（稼得利益）に経営者の業績指標としての役割を期待するために、FASBの金融商品の会計処理において従来より行われてきた。その詳細については、草野 [2005] 第3章を参照されたい。

16) ただし、金融資産の全体の利回りが負の場合（例えば、金融資産から回収が期待されるキャッシュ・フローの全額が当初支出額を下回る場合）、利息収益の計上方法として、原価基準法（cost recovery method）が適用される（FASB [2010] par. 82）。

測定が区分されているが、このような特徴を有する会計処理は、以前から行われてきた。FASBは、金融資産に対して公正価値を標準的な測定基準とするが、ストックの変動とフローの測定の区分は、依然として純利益の測定が重視されていることを示している。

3 小 括

本節では、以上、IASBとFASBが金融危機後に公表した会計基準や公開草案を素材として、金融資産の公正価値測定の変遷とその特徴について検討した。IASBとFASBは、金融商品の全面公正価値会計を長期的な目標として会計基準のコンバージェンスを推進してきたが、報告実体のビジネス・モデルまたはビジネス戦略として、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産について、公正価値会計を適用しないことを要請または容認した。

IASBは、当該金融資産を償却原価で測定し、各期間の利息収益を当初認識時の実効利率を用いて測定する。また、定期的に期待キャッシュ・フローが見積もり直され、それが変化した場合、当初認識時の実効利率を用いて現在価値が算定され、償却原価と現在価値の差額によって、減損損失の認識（または戻入れ）が測定される。一方、FASBは、かかる金融資産を公正価値で測定するが、その公正価値の変動額をその他の包括利益として認識することを容認する¹⁹⁾。しかしながら、ストックの変動とフ

ローの測定が区分され、各期間の利息収益と減損損失（またはその戻入れ）は、（信用損失引当金控除後の）償却原価に基づいて、当初認識時の実効利率を用いて測定される。

このように、IASBとFASBは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産を異なる方法で測定するが、利息収益と減損損失（または戻入れ）について、当初認識時の実効利率を用いて測定するため、期間損益（純利益または純損益）の計算方法に変わりはないように見えるであろう。ところが、IASBとFASBでは、金融資産の減損処理の方法が異なるため、当初認識時の実効利率の決定方法に差異が生じる。その結果、IASBとFASBの間で、期間損益（利息収益）に期待される成果に違いが生じると考えられる。

金融資産の契約上の利率は、「予測される信用損失を補填する目的でリスク・プレミアムを含んでいる」（IASB [2009] par. BC11(c)）。当初認識時に実効利率を決定するに当たり、将来キャッシュ・フローを推定する必要があるが、その際に未だ発生していない予測される信用損失を考慮するのか否かによって、実効利率は異なる。FASBは、従来どおり、予測される信用損失を考慮せずに期待キャッシュ・フローを推定し、当初認識時の実効利率を決定することを提案する。一方、IASBは、予測される信用損失を考慮して期待キャッシュ・フローを推定し、当初認識時の実効利率を決定することを提案する。その結果、FASBの実効利率の中にリスク・プレミアムが含まれるので、期間損益（利息収益）は、リスク・プレミアム相当額も含めて投資の成果として捉えられるのに対して、IASBの実効利率の中にはリスク・プレミアムが含まれないので、契約上の利率からリスク・プレミアム相当額を差し引いた金額のみが各期の利息収益として計上されることになる。このように、各期間の利息収益は、当初認識時の実効利率に基づいて測定さ

19) ただし、FASBは、その後の審議において、次のすべての要件を満たす金融資産を償却原価で測定することを暫定的に決定している。すなわち、(1)ビジネス戦略として実質上すべての契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有していること、(2)潜在的な信用損失が生じたときに債務者と交渉を通じて信用リスクを管理できること、(3)取得時に売買目的で保有していないことである（FASB [2011] p. 3）。

れるが、IASBとFASBの間で実効利子率の決定方法が異なるために、金融資産の投資に対して期待される投資の成果に差異が生じるのである。

Ⅳ おわりに

本稿では、以上、金融危機がIASBとFASBが長期的な目標と掲げていた金融商品の全面公正価値会計にどのような影響を与えるのかを明らかにするために、公正価値測定の動向とその特徴について検討した。まず、IASBとFASBが金融危機の影響を緩和するために取り組んできた短期的対応について整理・分析した。次に、IASBとFASBが取り組んでいる金融商品プロジェクトを取り上げて、金融危機後に公表された会計基準や公開草案を素材として、金融資産の公正価値測定の動向を説明し、その特徴を明らかにした。

IASBとFASBは、報告実体のビジネス・モデルまたはビジネス戦略として、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産に対して、公正価値会計を適用しないことを要請または容認する。ここで、かかる金融資産に対して、IASBとFASBが公正価値会計を適用しないことを要請または容認するのは、公正価値の変動（ストックの変動）では、投資の成果を測定することができないからである。つまり、利益の測定（フローの測定）の観点から、当該金融資産の会計処理が提案されている。

しかしながら、本稿では、IASBとFASBが提案する金融資産の会計処理において、どのような投資の成果が測定されるのかについて、十分に検討することができなかった。とりわけ、金融危機の影響を受けて、金融資産の減損処理が変更されたが、金融資産の成果の測定の観点から、減損損失（または戻入れ）の捉え方やその後の利息収益の測定方法について、考察しな

ければならない²⁰⁾。また、IASBとFASBが提案する金融資産の減損処理が異なるために、金融資産の投資に期待される投資の成果に違いが生じ、かかる差異がIASBとFASBの利益概念にどのような影響を与えるのかについて、慎重な検討が必要とされる²¹⁾。これらの検討については、今後の研究課題としたい。

参考文献

- ABA (American Bankers Association) [2008] "Re: File Number 4-573-SEC Study of Mark to Market Accounting," November 13, 2008.
 — [2009] "Statement for the Record on Behalf of the American Bankers Association before the Subcommittee on Capital Markets, Insurance, and Governmental Sponsored Enterprises, Committee on Financial Services, United States House of Representative, March 12, 2009," in U.S.

20) 見積将来キャッシュ・フローの金額や時期の変更を修正する方法として、IASB公開草案やFASB公開草案が採用する簿価修正アプローチ (catch-up approach) だけではなく、遡及修正アプローチ (retrospective approach) や将来修正アプローチ (prospective approach) も挙げられ (FASB [2000] pars. 97-100)、以前より検討されてきた。その詳細については、大日方 [1997]、米山 [2003]、角ヶ谷 [2009]などを参照されたい。

これらの処理方法も含めて、減損損失の測定やその後の利息収益の測定方法に関する詳細な検討が必要とされるであろう。

21) ただし、IASBとFASBは、金融資産の減損処理に関して検討を進め、2011年1月に補足文章『金融商品：減損』を公表した。補足文章では、オープン・ポートフォリオで管理している金融資産の減損処理に関して共通のアプローチが提案されている。

金融資産の減損処理に加えて、政策投資目的で保有する株式（政策投資株式）など他の金融商品も含めて幅広い観点から、金融商品の会計処理がIASBとFASBの利益概念に与える影響について検討が必要である。例えば、政策投資株式に関して、IASBとFASBの利益概念の違いについて指摘している文献として、斎藤 [2010]が挙げられる。

- House of Representatives, *Mark-to-Market Accounting: Practices and Implications*, U.S. Government Printing Office, pp. 310-333.
- Ball, R. [2008] "Don't Blame the Messenger ... or Ignore the Message," Working Paper.
- Barth, M. E. [2007] "Standard-Setting Measurement Issues and the Relevance of Research," *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issues: International Accounting Policy Forum, pp. 7-15.
- Barth, M. E. and W. R. Landsman [2010] "How did Financial Reporting Contribute to the Financial Crisis?," *European Accounting Review*, Vol. 19, No. 3, pp. 399-423.
- Bowen, R. M., U. Khan and S. Rajgopal [2010] "The Economic Consequences of Relaxing Fair Value Accounting and Impairment Rules on Banks during the Financial Crisis of 2008-2009," Working Paper.
- Bushman, R. and W. R. Landsman [2010] "The Pros and Cons of Regulating Corporate Reporting: A Critical Review of the Arguments," *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, International Accounting Policy Forum, pp. 259-273.
- ECOFIN (Economic and Financial Affairs) [2008] "2894th Economic and Financial Affairs Council Meeting," October 7, 2008, Press Release 13784/08.
- ECB (European Central Bank) [2004] "The Impact of Fair Value Accounting on the European Banking Sector — A Financial Stability Perspective," *Monthly Bulletin*, February, pp. 69-81.
- [2006] *Assessment of Accounting Standards from a Financial Stability Perspective*, ECB.
- Enria, A., L. Capiello, F. Dierick, S. Grittini, A. Haralambous, A. Maddaloni, P. Molitor, F. Pires and P. Poloni [2004] "Fair Value Accounting and Financial Stability," ECB Occasional Paper Series, No. 13.
- European G8 Members [2008] "Statement," Palais de l'Elysée, October 4, 2008.
- FASB [1984] Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』 中央経済社)。
- [1999] Preliminary Views, *on Major Issues Related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*, FASB.
- [2000] Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』 中央経済社)。
- [2008] FASB Staff Position, No. FAS 157-3, *Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset Is Not Active*, FASB.
- [2009a] FASB Staff Position, No. EITF 99-2-1, *Amendments to the Impairment Guidance of EITF Issue No. 99-20*, FASB.
- [2009b] FASB Staff Position, No. FAS115-2 and FAS124-2, *Recognition and Presentation of Other-Than-Temporary Impairments*, FASB.
- [2009c] FASB Staff Position, No. FAS 157-4, *Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset or Liability Have Significantly Decreased and Identifying Transactions That Are Not Orderly*, FASB.
- [2010] Exposure Draft, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, FASB.
- [2011] "Accounting for Financial Instruments," Summary of Decisions Reached to Date During Deliberations As of September 7, 2011.
- FCAG (Financial Crisis Advisory Group) [2009] *Report of the Financial Crisis Advisory Group*, FCAG.
- Fiechter, P. [2011] "Reclassification of Financial Assets under IAS39: Impact on European Banks' Financial Statements," *Accounting in Europe*, Vol. 8, Issue 1, pp. 49-67.
- FSF [2009] *Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System*, FSF.
- Herz, R. H. [2009] "Testimony of Robert H. Herz Chairman Financial Accounting Standards Board before the U.S. House of Representatives Finan-

- cial Services Subcommittee on Capital Markets, Insurance, and Government Sponsored Entities, March 12, 2009, Full Text of Testimony”, in U.S. House of Representatives, *Mark-to-Market Accounting: Practices and Implications*, U.S. Government Printing Office, pp. 145-166.
- House of Commons [2009] Treasury Committee, *Banking Crisis: Reforming Corporate Governance and Pay in the City*, Ninth Report of Session 2008-09, House of Commons.
- IASB [2005] “Board Decisions on International Financial Reporting Standards,” *IASB Update*, October, IASB.
- [2008] Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, IASB.
- [2009] Exposure Draft, *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment*, IASB (企業会計基準委員会訳 [2010]『金融商品：償却原価及び減損』企業会計基準委員会)。
- IASB and CICA [1997] Discussion Paper, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, IASB (国際会計基準委員会 [1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』日本公認会計士協会)。
- JWGBA (Joint Working Group of Banking Associations on Financial Instruments) [1999a] *Accounting for Financial Instruments for Banks*, American Bankers Association.
- [1999b] *Financial Instruments — Issues Relating to Banks: Comments on the JWGBA Paper*, American Bankers Association.
- JWGSS (Joint Working Group of Standard Setters) [1999] *Financial Instruments — Issues Relating to Banks*, IASB.
- [2000] An Invitation to Comment on the JWGBA Draft Standard, *Financial Instruments and Similar Items*, JICPA (日本公認会計士協会訳 [2001]『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会)。
- Kholmy, K. and J. Ernstberger [2010] “Reclassification of Financial Instruments in the Financial Crisis — Empirical Evidence from the European Banking Sector,” Working Paper.
- Laux, C. and C. Leuz [2009] “The Crisis of Fair-Value Accounting: Making Sense of the Recent Debate,” *Accounting, Organization and Society*, Vol. 34, Issues 6-7, pp. 826-834.
- and — [2010] “Did Fair-Value Accounting Contribute to the Financial Crisis?,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 24, No. 1, pp. 93-118.
- Magnan, M. L. [2009] “Fair Value Accounting and the Financial Crisis: Messenger or Contributor?,” *Accounting Perspectives*, Vol. 8, No. 3, pp. 189-213.
- McCreevy, C. [2008] “Lamfalussy Follow Up: Structure of Supervision,” October 8.
- Ryan, S. G. [2008] “Accounting in and for the Subprime Crisis,” *The Accounting Review*, Vol. 83, No. 6, pp. 1605-1638.
- SEC [2008] Office of the Chief Accountant, Division of Corporate Finance, *Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting*, SEC.
- SEC and FASB [2008] “SEC Office of the Chief Accounting and FASB Staff Clarifications on Fair Value Accounting,” For Immediate Release 2008-234.
- Storey, R. K. and S. Storey [1998] FASB Special Report, *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB (企業財務制度研究会訳 [2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社)。
- Véron, N. [2008] “Fair Value Accounting Is the Wrong Scapegoat for This Crisis,” *Accounting in Europe*, Vol. 5, No. 2, pp. 63-69.
- Wallison, P. J. [2008] “Fair Value Accounting: A Critique,” *Financial Services Outlook*, American Enterprise Institute for Public Policy Research.
- 大日方隆 [1997]「債権の評価」『横浜経営研究』第18巻第1号, 43-61 ページ。
- [2002]「キャッシュフローの配分と評価」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社, 185-248 ページ。
- 草野真樹 [2005]『利益会計論—公正価値評価と業績報告』森山書店。
- [2008]「公正価値会計の動向とその論点——金融商品の会計処理を中心として——」瀧田輝二先生還暦記念論文編集委員会編『社会規範としての会計』千倉書房, 101-126 ページ。
- 斎藤静樹 [2010]「コンバージェンスの岐路と IFRS の求心力」『企業会計』第62巻第2号, 6-13 ページ。

杉本徳栄 [2009] 『アメリカ SEC の会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて』中央経済社。
高寺貞男・草野真樹 [2007] 「公正価値オプションの制限による混合属性会計の再制度化」『企業会計』第 59 巻第 6 号, 118-129 ページ。
角ヶ谷典幸 [2009] 『割引現在価値会計論』森山書店。
山田辰己 [2009] 「IFRS 設定の現状と展望」『企業会

計』第 61 巻第 1 号, 52-60 ページ。

米山正樹 [2003] 『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店。

（付記）本稿は、2009 年度全国銀行学術研究振興財団研究助成による研究成果の一部である。